

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 4 号
受 理 年 月 日	令和3年10月21日
件 名	県議の費用弁償、調査雑費の廃止を求める意見書の提出を求める陳情
陳情者の住所 及び氏名	桐生市相生町5-385-1-101 寺口まさのぶ
陳 情 の 要 旨	<p>市民を代表する議会として、職務の遂行に感謝申し上げます。</p> <p>さて現在、県議会議員に報酬並びに政務活動費を支給しているが、これ以外さらに議員報酬等支給条例に依り費用弁償、調査雑費が支給されている。</p> <p>この5条、6条の支給について県民は、「知らなかった。もらいすぎだ」、「日当の交通費だけで、非正規雇用の一日分の稼ぎだ。働くものをばかにした制度だ」、「それなら報酬は日当制にすべきだ」、「並外れた報酬、調査活動費を得ているのに、その上、日当まで出ているのか。議員に当選したら登院するのが仕事。二重取りではないか」、等々の声をあげている。</p> <p>現状は県会議員の特権、税金の冗費濫用、県民を格差で分断するものになっている。県民の利益に反し、却って反県民的な支出である。</p> <p>従って、「議員報酬等支給条例5条、6条を廃止し、もって費用弁償、調査雑費を廃止してください。」と、県知事と県議会あてに要望書を提出している。</p> <p>桐生市議会におかれましても、知事、県議会宛てに意見書を提出いただくべく、陳情いたします。</p>
付 託 委 員 会	総務委員会
審 査 結 果	